

Q 6 住民票を避難先の市町村に移すと精神的損害賠償は打ち切られてしまいますか？

A 東京電力は住民票を移したことで、賠償の対象から外すこととはないと説明しています。

Q 7 避難生活等によるもの以外の精神的損害は賠償されませんか？

A 賠償されるものがあります。

生命身体損害に伴うもの（入通院慰謝料、死亡慰謝料等）のほか、東京電力はペットとの離別によるもの、津波で亡くなった家族の捜索が遅れたことによるものについて、個別の事情に応じた賠償をしています。

Q 8 東京電力が直接請求で賠償する期間や金額を超えて避難生活等による精神的損害賠償がされることはありますか？

A あります。

原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手続では、主に原発事故時に旧緊急時避難準備区域（20kmから30km圏内）にお住まいだった方で、Q2の説明にある期間以降も実際に避難を継続していた方につい

て、この期間以降の精神的損害賠償の延長がされた事例があります。

また、和解仲介手続では、Q3の説明にある増額事由以外の事情でも、増額が認められる場合があります。ADRは和解仲介に関するガイドラインである「総括基準」で増額事由となる事情を次のとおり示しています

（平成24年2月14日策定の総括基準）。

総括基準における慰謝料の増額事由	
要介護状態	左の状態ある人の介護を恒常的に行った
身体又は精神の障害	
重度又は中程度の持病	
懐妊していた	
乳幼児の世話を恒常的に行った	
家族の別離、二重生活があった	
避難所の移動回数が多かった	
上記の各事情と同程度以上に避難生活に適応が困難な事情	

精神的損害賠償 Q & A



南相馬市復興企画部
原子力損害対策課

〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地
電話 0244-24-5337
FAX 0244-23-2511

平成29年2月作成

Q1 精神的損害賠償の内容は？

A 平成23年3月から1人月額10万円が賠償されています。

1人月額10万円の賠償は「避難生活等による精神的損害賠償」と呼ばれています。

これは、原発事故により避難等を余儀なくされたことで、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された」ことによる精神的苦痛に対する賠償です（「日常生活阻害慰謝料」ともいわれます）。

*避難等＝①原発事故に伴う避難指示に基づく避難、②避難指示が出された区域外での滞在を余儀なくされたこと、③屋内退避のこと

原発事故で放出された放射性物質による被ばくやその不安、あるいは原発事故そのものに対する恐怖や不安については、賠償すべき損害として、いわゆる中間指針には明示されておらず、現に東京電力はこれに関する賠償はしていません。

避難生活等による精神的損害賠償以外の精神的損害賠償についてはQ7をご覧ください。

Q2 賠償される期間に終わりはありますか？

A 東京電力の直接請求では次の表のとおり原発事故当時に住んでいた区域により終期が決まっています。

原発事故時の住居の所在	終期等
帰還困難区域	平成29年5月31日 +故郷喪失慰謝料
旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域（20km圏内）	平成30年3月31日
旧緊急時避難準備区域（20kmから30km圏内）	平成24年8月31日
南相馬市が避難を呼びかけた地域（30km圏外）	平成23年9月30日
特定避難勧奨地点	平成27年3月31日

*始期はいずれも平成23年3月11日

Q3 避難生活等による精神的損害賠償が増額されることはありますか？

A 増額されることがあります。

東京電力が直接請求で精神的損害賠償を増額する場合は、Q2のAで説明した期間中に次の表の事情があった場合です。

直接請求による増額事由	
事情	程度
要介護	要介護5～1
身体障害	身体障害等級1～6級
精神障害	精神障害等級1～3級
知的障害	障害の程度AまたはB

*行政機関により認定を受け、それぞれの程度に応じた手帳等の交付を受けている必要があります。

要介護5または4／身体障害等級1または2級／精神障害等級1級／知的障害の程度A

の方については、その方の介護等を恒常的にしている方についても増額されます。

ADRの和解仲介手続では、表に記載した事情以外でも増額された事例があります
→Q8参照

Q4 原発事故後に亡くなった人には精神的損害賠償はされますか？

A 平成23年3月11日当日に亡くなった場合以外は、賠償の対象になります。

- ①平成23年3月12日から平成24年4月15日の期間中に亡くなった方→亡くなった日が含まれる月まで
- ②平成24年4月16日以降に亡くなった方→Q2の終期まで

*亡くなった方の賠償請求は、その方の相続人が行います。東京電力の指定する相続関係を明らかにする書類を作成・提出する必要があります。

Q5 原発事故後に生まれた人には精神的損害賠償はされますか？

A 原発事故時に賠償の対象区域にお住まいだった方から生まれた方は、生まれた日から各区域の終期まで賠償されます。